

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和2年 3月

米原市監査委員

米 監 委 第 7 号

令和 2 年 (2020 年) 3 月 3 日

米 原 市 長 様

米 原 市 議 会 議 長 様

米 原 市 教 育 長 様

米原市監査委員 古 澤 宏 之

米原市監査委員 松 宮 信 幸

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項による財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出する。

なお、同条第 12 項の規定により本監査の結果に基づき、または本監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を速やかに本職まで通知されたい。

令和元年度 財政援助団体等監査結果報告書

目 次

第1	監査の目的	1
第2	監査の対象団体および所管課	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象事業	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の着眼点	2
第7	監査の結果	3
	* 共通的な意見および要望	4
	* 団体（補助金）ごとへの意見および要望	
	①米原観光協会	7
	②米原市天の川はたるまつり実行委員会	10
	③米原市文化協会	13
第8	むすび	15

第1 監査の目的

米原市から補助金の交付を受けている団体の中には、職務上の関連や事業の円滑かつ効果的な進行のために、補助金を団体に交付している市の所管課が団体の事務局を兼ねている場合がある。

団体は市と異なる組織であることから、団体の現金や預貯金等の準公金は市の公金ではなく、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）および米原市会計規則（平成17年米原市規則第37号）等が適用されないため、内部統制上の観点からリスクの高い事務となっている。

このことから、今年度の監査は、市の所管課が事務局を担う補助団体の準公金取扱状況を確認するとともに、市の事務手続に準じた適正な事務の執行が行われているか、補助事業の内容に公益上の必要性が認められるかどうか、また、補助金が効果的かつ有効に活用されているかどうかを検証することを目的として実施した。

第2 監査の対象団体および所管課

法第232条の2の規定による補助金の交付を受け、平成30年度および令和元年度において、市の所管課が事務局を担う補助団体3団体について監査を行った。

- （1）米原観光協会（経済環境部商工観光課）
- （2）米原市天の川ほたるまつり実行委員会（経済環境部商工観光課）
- （3）米原市文化協会（教育部生涯学習課）

第3 監査の期間

令和元年9月5日から令和2年2月27日まで

第4 監査の対象事業

平成30年度および令和元年度（令和元年9月1日時点）の補助事業

第5 監査の方法

平成30年度および令和元年度（令和元年9月1日時点）の補助事業に係る出納その他の事務が、法令、条例、規則、要綱、財務規程などに従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査した。

監査に当たっては、都市監査基準（令和元年8月29日改正 全国都市監査委員会）に準拠して実施し、団体会計に係る現金や現金に準ずるものの保管・管理状況などの現地調査を行ったほか、所管課から関係書類の提出を求め、監査委員事務局職員が会計帳簿の調査や証拠書類との照合等により予備調査を行った。その結果を踏まえ、監査当日は、所管課への聞き取りを行った。

第6 監査の着眼点

次の着眼点により監査を実施した。

(1) 補助金業務の妥当性

- ①事業計画書、予算書および決算諸表は、補助金交付申請書や実績報告書と符合しているか。
- ②補助金交付申請、実績報告、補助金請求、受領等の事務手続は適時適正に行われているか。
また、その証拠書類は適正に保管されているか。
- ③交付申請どおりに事業が実施され、補助金の額、交付方法、時期、手続等は適正か。また、実績報告書等により補助金等の効果、条件の履行確認および補助対象経費の確認を十分行っているか。
- ④精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金は適時適正に処理されているか。
- ⑤補助金の整理、統合、廃止等について検証を行っているか。

(2) 会計処理等の妥当性

- ①出納関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書などの証拠書類は適正に整備・保管されているか。
- ②預金通帳、通帳届出印鑑、現金等は適正に保管されているか。また、預金通帳から不明な現金の出し入れは行われていないか。
- ③団体活動において、収入すべきものは適時適正に収納されているか。
- ④団体事業における事務手続は、市に準じてより経済的で合理的な手続により実施されているか。
- ⑤切手やはがきなど、現金に準ずるものや有償販売物等の受払台帳は適正に整備・保管されているか。保管状況（残高）は一致しているか。

(3) 団体の活動内容と補助事業の整合性

- ①補助金の決定は法令等に適合し、補助金交付要綱等が整備されているか。補助金の交付目的および補助対象事業（補助対象経費）の内容は明確か。
- ②補助事業は計画および交付条件に基づき実施されており、公益上の必要性が認められ十分な効果が上げられているか。また、補助金は対象事業以外に使用されていないか。
- ③補助金の交付は、効果的かつ適正な団体育成となっているか。また、市が事務局を担うことは適正か。

第7 監査の結果

監査の着眼点に基づき調査を行った結果、改善等が必要と見受けられた点は以下のとおりである。

▼対象補助金

補助金の名称	団体名	所管課
米原観光協会補助金	米原観光協会	経済環境部 商工観光課
天の川ホテルまつり実行委員会補助金	米原市天の川はたるまつり実行委員会	経済環境部 商工観光課
米原市文化協会事業補助金	米原市文化協会	教育部 生涯学習課

▼調査結果一覧表

着 眼 点	団 体 名		
	米原観光協会	米原市天の川はたる まつり実行委員会	米原市文化協会
【1. 補助金業務の妥当性】			
① 事業内容と団体の設置目的の整合性	△	△	△
② 適時適正な事務手続	×	×	×
③ 申請に基づく事業実施、実績報告書の適正性	△	△	△
④ 適時適正な精算手続	△	△	△
⑤ 補助金の整理、統合、廃止等に係る検証	○	△	△
【2. 会計処理等の妥当性】			
① 出納関係帳票の整備・記帳の適正性、証拠書類の整備・保管の適正性	△	○	△
② 預金通帳、印鑑、現金等の保管の適正性、不明な現金の出入の有無	△	△	○
③ 団体活動における適時適正な収入事務	△	△	△
④ 市に準じた経済的かつ合理的な事務手続	△	△	△
⑤ 現金に準ずるものや有償販売物等の受払台帳の整備・保管状況	○	△	○
【3. 団体の活動内容と補助事業の整合性】			
① 補助金決定の適正性、要綱等の整備状況、交付目的・対象事業の明確性	△	△	△
② 公益上の必要性、補助効果、交付申請・決定に基づく事業実施、対象外事業への流用の有無	△	△	△
③ 効果的かつ適正な団体育成、市が事務局を担う適正性	×	×	×

※監査の結果

「○」 妥当であると評価したもの

「△」 一部、改善が望ましいと評価したもの

「×

「―」 該当なし

— 共通的な意見および要望 —

監査の着眼点のうち(1)補助金業務の妥当性および(2)会計処理等の妥当性について、各補助金に共通する事項については、以下に「共通的な意見および要望」をまとめて記載する。

(1) 補助金業務の妥当性について

①事務手続について

補助対象事業の実施期間は、補助金交付決定日以降に着手し、年度末までの日に完了しなければならないが、いずれの補助事業も交付申請日または4月1日から着手されており、交付決定日以前の着手となっていた。補助対象経費の執行までに、交付申請および交付決定ができるよう補助対象団体と調整の上、事務を進める必要がある。補助事業の実施においては、真に必要な事業期間となるよう適時適正な事務手続を行われたい。また、決裁文書においては、決裁日、完結日、文書番号等が記載されていないものが見受けられたので、必ず記入するよう改善されたい。

②事業内容等の変更について

米原市補助金等交付規則（平成17年米原市規則第35号。以下「補助金交付規則」という。）第12条第1項で、補助事業者は、補助事業等の内容、経費の配分または執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、遅滞なく補助事業等変更申請書を提出し、その承認を受けなければならないことになっている。しかし、悪天候等の理由により事業が中止され事業費が減額されているにもかかわらず、軽微な変更として処理されているものや、交付申請時の事業額に比べて大きな増減があるにもかかわらず、事業の変更手続を行わずに実績報告書で精算されているものがあつた。事業内容や補助対象事業費の変更は、補助金額に影響する事項であり相当の変更理由が必要となることから、その適正性を判断し変更申請等の事務手続が必要であると考え。補助金交付規則に基づく適時適正な事務手続を行われたい。

③概算払について

いずれの補助金も年度当初に全額が概算払され、補助額確定時に減額精算されていた。概算払に係る原本書類を確認したところ、全額概算払の理由としては、事業費のほとんどを市補助金に依存しているため、円滑な事業実施に必要な資金繰りが困難等とのことであつた。

概算払については、法第232条の5第2項および地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第3号で認められている支出の特例である。債権者が確定していて債務金額が確定していない場合に、その支払うべき債務金額を概算により一定の金額を交付することをいうが、業務完了後の支払いが原則とされており、概算をもって支払いをしなければ当該業務に支障をきたす場合に限り認められているものである。自主財源がない団体で、年度の前半に事業が集中するなどの理由があるものについては、全額を一括して概算払する必要性を理解するが、年間を通じて計画的に事業が実施され、かつ会費等の自主財源がある団体については、安易に交付決定額全額を概算払するのではなく、事業計画に基づき一定期間に必要な事業費を算出した上で、交付決定額の一定割合を概算払で支払い、事業の完了をもって補

助金確定額の残額を交付するべきと考える。概算払額の決定に当たっては、慣例的に全額概算払とすることなく、適時適正な事務手続を行われたい。

④補助対象事業費について

団体メンバーの昼食等に係る経費が対象事業費に含まれているものがあつた。食糧費（昼食代、弁当代、茶菓子代等）は、原則として自己負担とすべきものであり、補助対象外経費にすべきである。実績報告書審査の過程で自主財源のあるものは自主財源で充当し、補助対象事業費と対象外事業費を明確にした上で、補助額の確定を行われたい。

⑤補助事業の実施について

補助金額の算定基準には、補助すべき事業の所要額に一定の率を乗じて算出する「定率補助」と、事業に対し他の観点から決定する「定額補助」があるが、今回の監査対象補助金はいずれも定額補助である。定額補助は、補助金額に見合った事業執行になりがちで、既得権益化した定額の補助金を浪費することも想定されることから、対象事業費の精査や客観的な妥当性の判断に留意が必要である。

また、補助金は、公益上の必要性がある場合に交付できるものであるが、補助目的が曖昧であればその公益上の必要性を検証することが困難となる。今回監査した補助金は、いずれも団体の運営全般を補助対象としている定額補助であることから、コスト意識が希薄になりやすく有効性についての検証が難しい。運営全般を含む補助事業の実施においては、団体による自主財源の確保を積極的に行うとともに、対象事業における委託業務等の発注に当たっては、補助金が市民の税金で賄われていることに特に留意した上で、市に準じた効果的かつ効率的な事務手続を行い、経費節減と公正かつ効率的な事業の執行に留意されたい。

（２）会計処理等の妥当性について

①帳票等の整備・保管について

予算差引簿や会計調書などの帳票が、領収書等の証拠書類とともに適正に整備・保管されているかを原本書類により確認したところ、おおむね適正に整備・保管されていたが、一部作成されていない会計調書があつたほか、領収書の添付漏れや領収書に領収日や内訳の記載のないものが見受けられた。特に、内訳の記載は、補助対象経費かどうかの判断に重要な事項であるため、補助事業者に対し記載を徹底するよう指導されるとともに、十分な事務局審査を行い適正な証拠書類の整備・保管を行われたい。

②発注業務における事務手続について

物品購入、印刷発注、各委託業務などが、米原市契約規則（平成 17 年米原市規則第 43 号。以下「契約規則」という。）などに準じて、より公正で経済的な事務手続により発注が行われているかを確認したところ、明確な理由がなく 1 者に発注されているなど、適正とはいえない事務手続が見受けられた。業務の発注においては、公正性や透明性を高めるため、2 者以上から見積りを徴収するなど、契約規則や米原市随意契約のガイドライン（平成 29 年 4 月総務部管財課契約管理担当）に準じた事務手続を行われたい。

（３）その他

①事務局の在り方等について

今年度監査対象とした補助金は、いずれも当該補助事業を実施する市の所管課職員と補助金交付申請事務を行う補助団体の事務局職員が同じであり、補助金の基本的要件である公益性の判断や補助金交付事務の適正な執行の観点から、厳格な取扱いがされるべきものであるが、所管課のチェック機能が働く状況にあるとは言い難い。補助金所管課がその事務局となり会計処理等を行っているものについては、補助金交付側に事務局があることで履行確認が容易である反面、客観的な評価の低下や交付先団体における補助金収入の既得権益化に繋がるおそれがある。

については、市が密接に関与しなければ事業の遂行が困難な団体を除き、団体の運営は、本来、市民等が主体となって行い、市は、団体へのサポートなどの役割を担うことが望ましいと考える。団体を取り巻く環境や社会情勢が年々変化していることに配慮しながら、効果的な補助事業の在り方と事務負担の軽減が図れる市の関わり方の検討を行い、補助事業実施の適正化と補助団体の自主独立運営（事務局運営）への体制整備や自主事業への切り替え等について検討を進められたい。

②兼職承認手続について

市では、職員が他の団体等の役員等の職を兼ねる場合において、市長の承認を受けることなどが米原市職員兼職承認事務取扱規程（平成 17 年米原市訓令第 11 号）に定められているが、いずれも承認手続が行われていなかった。その原因としては、担当者の人事異動や事務の引継ぎ不足、チェックリストや業務マニュアル等が作成されていなかったことなどの事務の認識不足によることが考えられる。人事異動に対応できる業務マニュアル等の作成を行い、適正に事務手続を行われたい。

— 団体（補助金）ごとへの意見および要望 —

上記（１）～（３）のほかに、是正が必要と見受けられた点については、以下に団体ごとへの意見および要望を述べる。

1 米原観光協会

(1) 団体の概要

* 規約等（抜粋）

名 称（所在地）	米原観光協会（米原市春照 490 番地 1）	
設 立 年 月 日	平成 18 年 5 月 24 日	
目 的	米原市を中心とする観光事業を指導育成し、その健全な振興発展を図り、文化の向上、地域経済の向上発展に寄与することを目的とする。	
事 業 内 容 〔うち補助対象に 係るもの〕	☐ 観光宣伝および観光客の誘致 ☐ 観光施設の整備充実およびその指導 ☐ 観光観念の普及・向上 ☐ 観光事業の調査研究および資料の作成、収集、頒布 ☐ 観光事業団体および関係機関との連絡協調 ☐ 観光物産の改善振興 ☐ 観光資源の保全・開発 ☐ 観光接遇の改善・向上 ☐ その他、協会の目的達成に必要な事業	
組 織 体 制	平成 30 年度	令和元年度（9 月 1 日現在）
	【会員数】 205 団体 【役 員】 会長 1 人 副会長 3 人 理事 18 人 監事 2 人 【事務局】 市役所職員 6 人	【会員数】 185 団体 【役 員】 会長 1 人 副会長 4 人 監事 2 人 【事務局】 市役所職員 6 人
市 担 当 所 管 課	経済環境部 商工観光課	

(2) 補助金の概要

* 補助金交付要領（抜粋）

補 助 金 名	米原観光協会補助金
趣 旨	米原市の観光振興ならびに地域産業の育成および活性化を図るため、米原観光協会が実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補 助 対 象 事 業	(1) 観光に関する宣伝および誘客に関する事業 (2) 観光に関する情報の収集および提供に関する事業 (3) 観光に関する施設および資源の保全および整備に関する事業 (4) 観光に関する教育・指導、調査および研究に関する事業 (5) その他、市長が必要と認める事業
補 助 対 象 経 費 お よ び 補 助 額	(1) 補助対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、備品購入費、負担金、補助金、その他 (2) 補助金の額 対象経費から他の団体からの補助金、自主財源等を減じた額で、市長が必要と認める額
補 助 金 額	平成 30 年度決算額 2,269,262 円／令和元年度交付決定額 3,490,000 円

（３）団体活動の現状等

米原観光協会は、合併後、旧４町の観光業務を引き継ぎ平成１８年５月２４日に設立された。以来、市の補助金を主な財源として、協会の事務局業務を市が担う形で今日まで運営されている。昨今は、観光を取り巻く環境の大きな変化とともに、会員の高齢化や事業の廃業等を要因に会員数が大幅に減少している。変化する観光需要への対応を含め、協会の将来や市観光振興の将来が危惧されることから、平成３０年度に「米原観光協会の今後のあり方に関する検討委員会」が設置され、会員の意識調査を実施して今後の組織の在り方が検討されてきた。その結果を基に令和元年度の総会では、現協会を年度末に発展的に解散し、新たな組織団体の設立に向けた取組を進めるべきとの方針が賛成多数で承認されている。

（４）監査結果ならびに意見および要望

当団体の補助事業の監査結果について、共通的な意見および要望で記載した内容と併せ、個別事項として次の点についても改善されたい。

①運営資金の確保について

当補助事業の補助対象経費には、観光施設の電気代や上下水道代などが含まれており、年間を通じて協会会計から支払われている。しかしながら、実績報告時に会費も含めた協会会計全体の収支金を市に返還しているため、当年度補助金が交付されるまでの年度当初において資金不足に陥り、その支払を担当者が立替えて支出していた。補助金の事務手続状況を確認したところ、交付申請から概算払までの年度当初の事務手続が速やかに行われていないことから補助金交付が受けられず、料金等の支払いが間に合わないためであった。

当補助事業には、電気代等の年間を通じて毎月支払わなければならない経費が補助対象事業費に含まれており、適切な対応が必要である。事業費には自主財源の会費収入が含まれていることから、事業費を一定額繰越して年度当初に必要な経費を留保することも可能であると考え。財政課と協議の上、適正に対応されたい。

なお、自主財源となる会費の徴収は年間を通して行われているが、所管課の説明では、例年納付期間を定め徴収しているが、組織力の低下等の理由から年間に及ぶ徴収になっているとのことであった。事務負担の軽減のためにも期間内での徴収に努力し、団体運営の健全化を図られたい。

②預金通帳等の保管について

補助事業に関する預金通帳等の保管状況について現地調査を行った結果、預金通帳と通帳届出印鑑が同じ場所に保管されていた。事故防止の観点から、今後は、別々の施錠できる場所に保管されたい。

③補助対象事業費について

当補助事業の補助対象経費には、市内観光施設の光熱水費など維持管理に必要な経費が含まれているが、その支払いは市の経理とは別であるため、会計調書の作成など毎月協会会計から支払う事務手続が事務局職員の大きな負担となっている。ついては、市と協会の役割分

担を明確にするとともに、施設の設置目的を整理した上で必要な維持管理経費の負担の仕方を検討し、事務の適正化を図られたい。

また、補助対象経費として中山道柏原宿やいと祭り実行委員会に対して、協賛事業負担金 100,000 円が定額で支出されている。この負担金について所管課に確認したところ、チラシ印刷と新聞折込に係る経費については、協賛事業負担金として、以前から観光協会がやいと祭り実行委員会からの請求に基づき支出しているとのことであった。そこで、中山道柏原宿やいと祭り実行委員会補助金の実績報告書を確認したところ、チラシ印刷と新聞折込に係る経費は、平成 30 年度が 89,881 円、令和元年度が 96,727 円で、ともに 100,000 円を下回る金額であったが 100,000 円が定額で支出されていた。この負担金については、定額負担とすることなく実際に支払われた額を支払うべきものとする。と考える。

なお、市の補助金を財源として実施される中山道柏原宿やいと祭り事業に対し、同じく市補助金を財源とする米原観光協会事業から補助金等を交付することは適正とは言い難いため、経費負担の適正化を図られたい。

④業務発注について

当補助事業における委託等の業務は、協会員への配慮と緊急性や著作権等を理由に、全て協会員に発注されていたが、市に準じた効果的かつ効率的な事務手続によらないものがあり、事務執行の公平性や透明性が確保されていない状況であった。補助金が市民の税金で賄われていることを特に留意した上で、市に準じた事務手続を行い、経費節減と公正かつ効率的な事業の執行に努められたい。

⑤今後の協会運営および事務局の在り方について

補助金は、市が公益上必要であると認めた事業または事業を行う者に対して、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うことにより、市が目的とする政策を間接的に実施しようとするものである。当事業補助金は、市の政策実施のために必要な補助金であるが、当補助事業の補助金交付要領では、市内観光施設の維持管理を含む市の観光振興事業全般が補助対象事業とされていることから、コスト意識が希薄になりやすく有効性についての検証が難しいものとなっている。

今年度の協会の総会では、現協会を今年度限りで発展的に解散し、来年度以降は、新たな組織団体を設立して米原市の観光振興を図っていくことが決定された。今後の新しい組織団体への支援においては、「米原観光協会の今後のあり方に関する検討委員会」の答申やこれまでの協会運営の反省点を踏まえ、市と協会の役割分担を明確にした上で、新たな組織団体の自主的な活動を支援する補助事業となるよう、事務局体制を含む早急な支援体制の整備が行われることを期待する。

なお、米原市の観光事業が民意を反映した独自の発想で積極的に展開されるためには、観光協会自らが事務局を設置できる補助事業の検討も必要であるとする。他市の運営状況等を調査研究するなどし、根本的な事業の在り方も検討されたい。

2 米原市天の川ほたるまつり実行委員会

(1) 団体の概要

*規約等(抜粋)

名 称 (所 在 地)	米原市天の川ほたるまつり実行委員会(米原市春照 490 番地 1)	
設 立 年 月 日	平成 10 年 2 月 9 日	
目 的	米原市天の川ほたるまつりを開催することにより、ホタル保護の啓発を行いながら、地域の活性化および観光の振興を図ることを目的とする。	
事 業 内 容 〔うち補助対象に 係るもの〕	団体の目的を達成するため、米原市天の川ほたるまつりの企画立案、実施、運営のほか、これに関連する必要な事業	
組 織 体 制	平成 30 年度	令和元年度(9 月 1 日現在)
	【委員数】 47 人 【役 員】 実行委員長 1 人 副実行委員長 1 人 企画運営委員 6 人 監事 2 人 【事務局】 市役所職員 8 人	【委員数】 46 人 【役 員】 実行委員長 1 人 副実行委員長 1 人 企画運営委員 7 人 監事 2 人 【事務局】 市役所職員 9 人
市 担 当 所 管 課	経済環境部 商工観光課	

(2) 補助金の概要

*補助金交付要領(抜粋)

補 助 金 名	天の川ホタルまつり実行委員会補助金
趣 旨	ほたるを生かした米原市の観光振興および地域産業の活性化を図るため、天の川ほたるまつりを開催する天の川ほたるまつり実行委員会に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
補 助 対 象 事 業	(1) 天の川ほたるまつり開催事業 (2) 天の川ほたるまつりに付帯する事業で、市長が必要と認める事業
補 助 対 象 経 費 および補助額	(1) 補助対象経費 報償費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、その他 (2) 補助金の額 対象経費から協賛金収入、環境協力金収入、補助金収入(米原市補助金を除く。)、雑収入の合計額を控除した額
補 助 金 額	平成 30 年度決算額 2,192,072 円／令和元年度交付決定額 3,200,000 円

(3) 団体活動の現状等

長岡のゲンジボタルおよびその発生地が、国の特別天然記念物に指定されていることから、ホタル保護の啓発と地域の活性化および観光振興を目的に、天の川ほたるまつり実行委員会が平成10年2月9日に設立された。以来、実行委員会では、市内でゲンジボタルが発生する時期に合わせて毎年「天の川ほたるまつり」を開催しており、合併後も継続して開催されている。当該事業は、市の補助金を主な財源として、実行委員会の事務局業務を市が担う形で今日まで運営されている。事業の実施においては、実行委員会委員の高齢化等により委員や協力者の参加が減少しており、準備からまつり当日に至る運営スタッフの大半は、市職員のボランティアにより行われている状況であり、団体の自主的な運営が行われているとは言い難い。また、実施における人手不足は深刻で、ボランティアスタッフの数は年々減少しており、まつり来場者の十分な安全確保が難しい状況となっている。

(4) 監査結果ならびに意見および要望

当団体の補助事業の監査結果について、共通的な意見および要望で記載した内容と併せ、個別事項として次の点についても改善されたい。

①事業の実施について

天の川ほたるまつりは、旧山東町の時から開催されているが、年々、団体における人手不足やボランティア参加者の減少により、来場者の安全確保等が十分にできない状況となっている。市職員がボランティア参加をして実施されていることは一定の評価をするが、安全で継続した事業とするためにはより多くの市民参画が必要である。これまでの現状から事業のマンネリ化や補助金の既得権益化が危惧されるため、早急に今後の事業の在り方と実施方法を見直す必要があると考える。補助金が市民の税金で賄われていることに留意した上で、当補助事業の見直しを早急に実施されたい。

②補助の事業期間について

当補助金で対象となっている事業は、天の川ほたるまつりの開催とまつりに付帯する事業であるが、例年、まつりは6月に開催されており、事前準備と事後の事務処理等を含めても事業は半年程度で完了している。しかしながら、事業期間として年度末までを設定しているため、その必要性を所管課に確認したところ、例年、まつり終了後に反省点を踏まえた次年度の開催協議を行っていることと、特に今年度は、令和3年度開催予定のほたるサミットに向けた行灯作成のためのデザイン検討を行っていることから、年度末までの事業期間としたとのことであった。

当補助事業については、特別な事情がない限り1年の事業期間は必要ないと考えられるので、適正な補助金事務の遂行および事務的な負担の軽減を図るためにも、関連事業等の実施の仕方を工夫して早期に事業が完了できるよう努められたい。

③預金通帳等の保管について

補助事業に関する預金通帳等の保管状況について現地調査を行った結果、預金通帳と通帳届出印鑑が同じ場所に保管されていた。事故防止の観点から、今後は、別々の施錠できる場所に保管されたい。

④補助事業における事務費の執行について

補助金交付要領では、通信運搬費を補助対象事業費としているが、文書等送付に必要な切手を管理する受払台帳が作成されていなかったため、実行委員などへの文書等送付の状況を確認したところ、当団体会計においては切手を購入しておらず、市一般会計の郵送料を使っ
て対応しているとのことであった。執行の結果から、補助額を超える経費が当補助事業に使
われたことになっているため、補助金交付要領に基づき適正に事業を実施されたい。

3 米原市文化協会

(1) 団体の概要

* 規約等（抜粋）

名 称（所 在 地）	米原市文化協会（米原市長岡 1050 番地 1）	
設 立 年 月 日	平成 17 年 6 月 20 日	
目 的	米原市民の文化芸術活動の推進に寄与するとともに、会員相互の交流と連携を深めながら、薰り高い文化の創造に資することを目的とする。	
事 業 内 容 〔うち補助対象に 係るもの〕	☐ 文化・芸術活動の推進に関すること。 ☐ 団体相互の連絡・提携に関すること。 ☐ その他本会の目的達成に必要なこと。	
組 織 体 制	平成 30 年度	令和元年度（9 月 1 日現在）
	【会員数】 983 人 【加盟団体数】 77 団体 【役 員】 会長 1 人 副会長 3 人 部会長 2 人 副部会長 2 人 会計監事 2 人 【事務局】 市役所職員 4 人	【会員数】 941 人 【加盟団体数】 76 団体 【役 員】 会長 1 人 副会長 3 人 会計監事 2 人 【事務局】 市役所職員 4 人
市 担 当 所 管 課	教育部 生涯学習課	

(2) 補助金の概要

* 補助金交付要領（抜粋）

補 助 金 名	米原市文化協会事業補助金
趣 旨	文化の振興および市民の文化芸術活動の推進を図るため、米原市文化協会が実施する事業および文化協会の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補 助 対 象 事 業	文化振興および文化芸術活動の推進に資するために文化協会が行う事業ならびに文化協会の運営に要する経費
補 助 対 象 経 費 お よ び 補 助 額	(1) 補助対象経費 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料および手数料、委託料、使用料および賃借料、原材料費、分担金および負担金、文化協会に加盟する団体に対する補助金（加盟団体が会費等を徴収してもなおその事業について必要経費が不足する場合に限る。文化協会は、加盟団体に当該事業に係る事業計画書等の提出を求め、その適否を判断しなければならない。） (2) 補助金の額 対象経費から、会費収入、補助金収入、負担金収入、寄付金収入、雑収入の合計額を控除した額
補 助 金 額	平成 30 年度決算額 2,361,624 円／令和元年度交付決定額 2,300,000 円

(3) 団体活動の現状等

米原市文化協会は、合併後、米原市民の文化芸術活動の推進に寄与するとともに、会員相互の交流と連携を深めながら、薫り高い文化の創造に資することを目的として平成 17 年 6 月 20 日に設立された。以来、市の補助金を主な財源として、協会の事務局業務を市が担う形で今日まで運営されている。昨今は若い会員の加入が少なく、会員の高齢化により会員数が減少している状況にあり、設立以降、13 年間で会員数は約 60%減、団体数は約 40%減となっている。協会活動は山東、伊吹、米原、近江の各支部活動を中心に行われているが、事業の廃止や見直しが行われている状況である。

(4) 監査結果ならびに意見および要望

当団体の補助事業の監査結果について、共通的な意見および要望で記載した内容と併せ、個別事項として次の点についても改善されたい。

①対象事業費について

当補助事業では、米原市文化協会が実施する事業および文化協会の運営に要する経費全般が補助対象経費とされており、中でも協会に加盟する個々の団体活動に対する補助金が補助事業費の大部分を占めている。

補助金要領では、加盟団体に対する補助金はその会費等を徴収してもなおその事業について必要経費が不足する場合に限るものとし、協会は加盟団体に事業計画書等の提出を求め、その適否を判断しなければならないと規定していることから、事務局が保管している平成 30 年度の実績報告に係る証拠書類の確認を行った。支部毎の実績報告書では、活動費の一部に補助金が充当されていた加盟団体もあれば、団体の活動費と補助金が同額で報告されていた加盟団体もあり、各加盟団体から協会各支部に提出されている報告書では、必ずしも「活動費＝会費＋補助金」となっておらず、個々の団体活動における会費の徴収状況は確認できなかった。なお、会費としては、協会に対する年会費として一人当たり 200 円が徴収されているが、加盟団体の個々の活動においては、会費を徴収せず補助金を財源に活動していると思われる団体が見受けられた。

団体への補助金については、個々の団体が自助努力を持ってしても、なお不足する経費を補助するという必要最小限の原則に基づき交付されなければならないと考えるため、所管課は会費徴収の適正性を検証するとともに、補助対象事業費の公益性と妥当性について再度検討を行い、補助事業の見直しを実施されたい。

また、補助対象経費の審査においては、補助金支出の適正性と公平性の確認が重要であることから、加盟団体から支部へ提出される活動費報告書様式の改善を行うとともに、支部および加盟団体の活動内容や事業費の執行内容が十分に確認できる全ての領収書等の証拠書類の提出を求めて、十分に審査した上で、補助金額の確定を行われたい。

②市補助金交付要領および協会補助金交付要領の見直しについて

当補助事業は、平成 30 年度までは市の米原市文化協会事業補助金交付要領（以下「市要領」という。）のみに基づき実施されてきたが、支部活動支援の在り方が検討されて、これまで補助対象としていた団体や人への補助から、協会が行う事業に対する補助へと見直しが行われ、令和元年度からは、新たに文化協会の内規となる米原市文化協会支部支援補助金交付要領（以下「協会要領」という。）を策定して事業が実施されている。

市要領および協会要領の各規定を確認したところ、「補助対象経費」の賃金、委託料および原材料費ならびに「補助金の額」の控除すべき収入額の規定が整合していなかった。また、協会要領第 4 条別表においては、事業割額①と事業割額②の補助金の額が規定されているが、いずれも対象となる事業の説明が不十分で具体的に判断できない規定の仕方であった。市要領および協会要領は、ともに補助金交付の根拠となるものであるため、整合する要領となるよう早急に見直しを行われたい。

第 8 むすび

平成 30 年度および令和元年度（令和元年 9 月 1 日時点）の補助事業に係る出納その他の事務の執行について監査した結果は、以上のとおりである。一部、検討・改善が必要と思われる事項があったので意見および要望として記述したが、事務処理における軽易な事項については記述を省略した。所管課にあっては、各団体に対する指導を含めて適切な措置を講じるとともに、監査はあくまで試査によるものであるため、改めて全体的な点検を行い、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、補助金は、公益上必要があると認められる場合に、市の貴重な財源から反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものであるため、補助金の交付においては、補助事業の必要性、公益性、有効性、公平性等について常に十分な検討が必要である。補助金が固定化や既得権益化することのないよう、厳格かつ慎重な審査を定期的に行うとともに、補助金交付の根拠となる要綱等の定期的な見直しを実施されたい。

また、本市は、準公金についての取扱要領を定めていないため、補助金の取扱いには団体事務局の裁量に委ねられている。万一、補助団体で準公金の取扱いにおける事故が起こった場合、形式的には市とは別の団体における事故であっても、市民目線で見れば市の内部で起こったものと同様に受け取られるため、市は準公金の統一的な見解やルールを定めるとともに、内部統制が十分に機能し、事故等が発生しない体制づくりを行う必要があると考える。

むすびに、今回の監査では、市の所管課が事務局を担う 3 団体について監査を行い、改善すべき点について意見したが、ほかにも市の所管課が事務局を担っている補助団体が存在するため、いずれの補助団体も同じような視点で再点検を実施されたい。

以上、令和元年度財政援助団体等監査を終えての意見とする。